今回の参議院<u>比例代表</u>選挙から、「特定枠制度」が導入されます

政党その他の政治団体は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び それらの者の間における当選人となるべき順位を、その他の候補者とする者(その他の名簿登載者)の氏名と区分して当該参議 院名簿に記載することができる、いわゆる「特定枠制度」が導入されました。

今までの制度



候補者個人または 政党に投票 ○○党の候補者(名簿登載者) (当選人の枠を3人と仮定した場合)

●● ●●さん:50票

◆◆ ◆◆さん:20票

△△ △△さん:30票

★★ ★★さん:10票

- ・候補者の中から<u>誰が当選するかは、</u> <u>候補者個人の得票の多さ</u>で決まります。
- ⇒○○党の当選人は、
- ・政党等は、当選の順番を決めることはできません。

新しい制度 (特定枠制度)



候補者個人または 政党に投票 ○○党の候補者(名簿登載者) (当選人の枠を3人と仮定した場合)

●● ●●さん:50票

◆◆ ◆◆さん:20票

△△ △△さん:30票

優先的に当選させる人

1★★ ★★さん: 10票

2□□ □□さん: 30票

- <u>政党等は、候補者の中から優先的に当選させる</u> 人を決めることができます。
 - (★★さんと□□さん)
- ・ 当選の順番は、
 - ①優先的に当選させる人として名簿に記載された人
 - ②その他の名簿登載者の中から票が多い人となります。
 - ⇒○○党の当選人は、

優先的に当選となる★★さんと□□さん、その他の名簿登載者の中で票が多い●●さんです。

〇〇党の投票としてみなされます。